

品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

| | | | |
|----|----------------------|-----|-------|
| 制定 | 昭和 53 年 3 月 27 日区長決定 | 要綱第 | 134 号 |
| 改正 | 昭和 63 年 3 月 28 日区長決定 | 要綱第 | 12 号 |
| 改正 | 平成 5 年 2 月 25 日区長決定 | 要綱第 | 6 号 |
| 改正 | 平成 13 年 9 月 11 日区長決定 | 要綱第 | 175 号 |
| 改正 | 平成 16 年 6 月 30 日区長決定 | 要綱第 | 112 号 |
| 改正 | 平成 23 年 7 月 19 日区長決定 | 要綱第 | 110 号 |

(目的)

第一条 この要綱は、高齢者や障害者などを含めたすべての品川区民（以下「区民」という。）が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この要綱において整備を図る建築物（以下「適用施設」という。）は、次の各項に掲げるものとする。

- 1 次の各号に掲げる建築物のうち延べ床面積が 300 m²を超えるかつ 1000 m²未満のもの
 - 一 興業施設（劇場、観覧場、映画館、演芸場など）
 - 二 展示施設等（展示場、自動車展示場など）
 - 三 宿泊施設（ホテル、旅館など）
 - 四 運動施設又は遊技場等（体育館、水泳場、ボーリング場、パチンコ店、カラオケボックス、遊技場など）
 - 五 公衆浴場（公衆浴場、クアハウスなど）
 - 六 一部飲食店（キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど）
 - 七 自動車教習所
- 2 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が 1000 m²以上かつ延べ床面積が 2000 m²未満のもの
 - 一 卸売市場
 - 二 事務所（他の施設に付属するものを除く。）
 - 三 工場施設
 - 四 集合住宅（共同住宅、寄宿舎、寮など）
- 3 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が 1000 m²未満かつ延べ床面積が 2000 m²未満のもの
 - 一 総戸数が 20 戸以上の集合住宅（共同住宅、寄宿舎、寮など）
 - 二 総戸数が 15 戸以上 20 戸未満の集合住宅（共同住宅、寄宿舎、寮など）のうち「品川区ワシルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」（平成 19 年 12 月 10 日区長決定）の適用を受けるもの
- 4 その他区長が特に必要と認める建築物

(整備の方針)

第三条 適用施設については、次の方針により整備を行う。

- 一 新築・全面改築を行う場合においては、区民が支障なく利用できるようにするものとする。
- 二 既存の施設については、可能な限り区民が支障なく利用できるように改善するものとする。

(建築の指針)

第四条 適用施設の整備項目については、別表「建築物等に関する整備項目適用基準表」のとおりとし、整備の基準については、別紙「建築指針」(これに定めのない事項については「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年条例第33号)の整備基準を準用)のとおりとする。ただし、施設の規模・機能および地形等を考慮し、指導するものとする。

(事前協議)

第五条 適用施設を新たに建設しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長と協議するものとする。

付 則

この要綱は、昭和53年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年 7月19日から施行する。